

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

副産物等売買単価契約書（案）

東京都下水道局

()

副産物等売買単価契約書（案）

1. 件名 森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

2. 契約金額(買取単価) (1●あたりの単価(買取単価)をいう)

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____

3. 引渡期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4. 引渡場所

5. 契約保証金

上記の売買について東京都下水道局（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）とし、甲乙間において以下の副産物等売買単価契約（以下「本契約」という。）を締結する。

また、乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、共同企業体協定書により本契約記載の利活用を共同連帯して行う。

甲及び乙とは、本書2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

契約確定日 令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都公営企業管理者
下水道局長

印

所在地

乙 社名
役職 代表者氏名

印

締 込 確 認	
------------------	--

印 鑑 照 合	
------------------	--

目次		頁
第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(基本条件)	1
第4条	(買取予定数量)	2
第5条	(引渡等)	2
第6条	(買取代金の支払)	2
第7条	(不可抗力等)	3
第8条	(権利義務の譲渡等)	3
第9条	(ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等)	3
第10条	(契約の解除)	3
第11条	(準拠法及び管轄裁判所)	3
第12条	(補則)	3
別紙		
別紙	買取予定数量	

本契約は、甲が実施する森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業（以下「本事業」という。）について、乙が実施する副産物等の利活用について必要とされる事項について定めるものである。

（目的）

第1条 副産物等の利活用は、本事業において要求水準を満たし、乙の提案について事業目的に沿ったもので実現性・有効性があると甲が認めた場合に限り、乙の責任で副産物等利活用施設を事業用地内に土地を有償で占有して設置し、乙の責任において設計・建設及び維持管理・運営を実施するものである。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、本契約に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解するべき場合を除き、当該各号に定めるところによる。なお、本契約において定義されない用語については、要求水準書及び基本契約に定義された意味を有する。

- (1) 「JV」とは、複数の企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいう。
- (2) 「消化ガス」とは、嫌気性消化により発生するメタンを主成分とする可燃性ガスをいう。
- (3) 「消化ガス発電施設」とは、消化ガスを利用して発電及び温水供給を行う施設のことをいう。
- (4) 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は不可抗力に含まれないものとする。
- (5) 「副産物等」とは、要求水準を満たした上で生じる消化ガスの副産物又は消化ガスを加工して生じる副産物等をいう。
- (6) 「副産物等利活用施設」とは、副産物等を利活用する施設をいう。本施設には含まないものとする。
- (7) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいう。
- (8) 「法令等の変更」とは、法令等が制定又は会合はされることをいう。
- (9) 「本施設」とは、本事業の消化ガス発電施設をいう。
- (10) 「ユーティリティ費」とは、施設を稼働し、事業を営むために必要な燃料費、電力費、上水費、薬品費等をいう。

（基本条件）

第3条 乙は、本事業の要求水準を満たし、甲によって乙の提案が認められた場合に限り、自己の費用と責任で副産物等の利活用を行うことを前提として、甲から副産物等を買取り取るものとする。乙が提案した期間（以下「提案期間」という。）内に副産物等の買取りを中止する場合、乙は甲に対して事前に書面で通知の上、甲の承諾を得なければならない。なお、甲の承諾は、乙の副産物等の買取り責任を免責するものではなく、次項の違約金請求及び損害賠償請求等を妨げるものではない。

- 2 乙が提案期間中に自己都合によって副産物等の買取りを中止した場合、甲は、乙に対して第4条に定義する買取予定数量の総数から当該中止までに売却した副産物等の数量を減じた数量に買取単価を乗じた額を違約金として請求することができるものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償の予定ではなく、甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償を行うことを妨げないものとする。
- 3 乙は、副産物等を利活用するために以下の事項を遵守しなければならないものとする。
 - (1) 副産物等利活用施設の設置場所の土地使用料は有償とする。
 - (2) 乙は、自らの費用と責任で副産物等利活用施設を設計・建設及び維持管理・運営する。
 - (3) 乙は、副産物等利活用施設と本施設とのユーティリティ費を明確に区分するため、自らの負担でメーター設置等をおこなわなければならない。
 - (4) 第1号、第3号で乙から甲に対して対価の支払いが生じた場合は、暦日の1ヵ月を単位として当該月の対価を集計し、甲の発行する請求書により乙に請求する。乙は、甲からの請求書

を受領したときは、内容に誤りがないことを確認し、指定された期日までに当該対価を支払うものとする。なお、乙が、本号の支払期限までに代金を支払わないときは、甲に対して支払金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。）の支払いを乙に請求することができる。

- (5) 副産物等利活用施設の所有権は、乙に帰属する。
- (6) 甲乙協議の上、副産物等の売買を終了することに合意した場合、乙は自らの費用と責任において副産物等利活用施設を撤去し、更地化しなければならない。なお、提案期間にかかわらず乙が副産物等の利活用を中止した場合も同様とする。
- (7) 前号に関わらず、提案期間終了後、甲乙協議の上、副産物等の売買を継続することに合意した場合、甲及び乙は、改めて副産物等売買単価契約を締結するものとする。
- 4 副産物等の買取単価は頭書記載のとおりとする。
- 5 提案期間中、消化ガスが供給できない等、甲の責に帰すべき事由により副産物等の利活用に影響を及ぼした場合、第 4 条第 2 項ただし書きの適用があるほかは、甲は乙に対して一切の責任（損害賠償責任や逸失利益の補償責任等）を負わないものとする。
- 6 提案期間中、物価変動等により、買取単価が著しく妥当性を欠くこととなった場合は、甲又は乙は相手方に対して協議を申し入れることができる。
- 7 副産物等の利活用又は施設の建設及び撤去等に起因して周辺住民に損害を生じた場合又は周辺住民からクレーム等を受けた場合、乙は自らの費用と責任において当該事象を処理し、甲に対して一切の負担をかけないものとする。
- 8 副産物等の所有権は、引渡しの際に甲から乙に移転する。また、副産物等の損失及び一切の危険負担は、引渡しの時に甲から乙に移転するものとする。
- 9 副産物等の製造は、乙の提案に基づき、甲乙間で別途合意した規格（以下「標準規格」という。）に沿って乙が行うため、甲が乙に売却する副産物等は、当該標準規格を満たしているとみなされる。甲は乙に対し、副産物等を現状有姿で引き渡すものとし、一切の契約不適合責任を負わない。
- 10 乙が JV を結成している場合においては、甲は、本契約に基づく全ての行為を JV の代表者である代表企業に対して行うものとし、甲が当該代表企業に対して行った本契約に基づく全ての行為は、当該 JV の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づく全ての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

（買取予定数量）

- 第 4 条 乙が甲から買い取る副産物等の予定数量（以下「買取予定数量」という。）は、別紙 1 のとおりとする。
- 2 乙が実際に買い取った数量が前項の買取予定数量を下回った場合、甲は乙に対して下回った分の買取予定数量に買取単価を乗じた金額を請求することができる。ただし、乙が買取予定数量を買い取れない原因が、消化ガスを甲が乙に供給できない等、甲の責めに帰する事由によるものであるときは、甲はかかる請求を行えない。

（引渡等）

- 第 5 条 副産物等の甲から乙に対する引渡場所は、本施設内の●●●●とする。
- 2 引渡日時は、原則、土日祝日にかかわらず毎日、●●時から●●時までとする。
 - 3 引渡作業は、甲が本事業を委託する●（以下「受託者」という。）が乙の●●に引き渡すものとする。
 - 4 引渡数量の確認は、双方立会いの下で行う。
 - 5 甲は、当該月に引渡しを行った数量を翌月速やかに乙へ報告するものとする。また、乙は、当該月に引渡しを受けた数量を翌月速やかに甲へ報告するものとする。なお、甲は納品書、乙は受領書の提出により報告を行うものとする。

(買取代金の支払)

- 第6条 甲は、暦月の1か月を単位として当該月の買取数量に買取単価を乗じた金額(円未満切捨て)を乙に対して請求書により請求するものとする。
- 2 乙は、甲からの請求書を受理したときは、内容に誤りがないことを確認し、指定された銀行口座に期日内までに請求金額を支払うものとする。なお、支払いにかかる費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の期日内に代金を支払わないときは、甲に対し、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。)の支払いを乙に請求することができる。

(不可抗力)

- 第7条 甲及び乙は、不可抗力により本契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を記載して相手方に通知しなければならない。この場合、甲乙協議により、通知の内容について確認した結果、不可抗力と認められたときは、乙は、不可抗力が発生した日以降、不可抗力により履行ができなくなった義務について、その履行ができなくなった範囲において、本契約に基づく履行義務を免れる。

(権利義務の譲渡等)

- 第8条 乙は、事前に甲からの書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

(ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等)

- 第9条 乙は本契約の実施に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、配送等の際通過する各県の条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とする。
- 2 乙は適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出する。

(契約の解除)

- 第10条 甲及び乙は、提案期間中といえども相手方に契約違反があった場合は、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定によるほか、甲及び乙の合意による場合は本契約を解除することができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第11条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 甲及び乙は、本契約に関して生じた甲及び乙間の紛争について、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

- 第12条 本契約の解釈について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

